

ビジネスモデルの研究③

- ・ 法令適用事前確認手続き ・

法令適用事前手続（ノーアクションレター）制度  
ガイドライン考察

新規分野への進出と許認可、事前裁量規制から明確なルールおよび事後チェックなど等、前回研究③でレポートした留意事項を含め、制度そのものは具体的な法律と個別の条文を特定して、その条文に該当するかどうかを関連行政官庁に問わなければならない。しかしここでの留意点は前回でも指摘した通り公表されるというところにある。公表の蓄積で類似事項への指針になることが期待されている趣旨から、初めから公表されたら先行者利益がなくなるというような事態に配慮して、公表を遅らせる（照会者の希望により）ことも重要な留意点となる。もちろん特許出願などは照会より前におこなっておくべきである。

公正取引委員会における法令適用事前手続制度

公取委のこの制度概要では、事業者の行為が独占禁止法に違反しないか事前に相談し確認を文書で得ることができるが、『法律の規定に抵触するものでない旨の回答をした場合においては、当該相談の対象とされた行為について、法律の規定に抵触することを理由として法的措置を採ることが出来ない。』と明示されており、さらには『法律の規定に抵触するものではない旨の回答をした後において、相談の対象となった行為に係る市場における申し出者等の地位や当該市場の状況が著しく変化する等、当該回答に際して判断の基礎となった事実に変更が生じた場合、その他当該回答を維持することが適当でないと認められる場合には、理由を付記した書面をもって、その全部又は一部を撤回することがある。この場合には、原則として回答の全部又は一部を撤回し、必要な措置を採るための合理的な期間を経た後でなければ、当該相談の対象とされた行為について、法的措置を採らないものとする。』と規定されている。これは、該当行政当局の正式な回答書は捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないということからは、極めて適切な規定であると思われる。

※公取委所管「独占禁止法」ガイドライン

- ・ 流通取引慣行に関する独占禁止法の指針
- ・ リサイクル等にかかる共同の取り組みに関する

る独占禁止法の指針

- ・ フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について
- ・ 特許、ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法の指針
- ・ 不当廉価に関する独占禁止法上の考え方 . . . . . その他多数あります。

経済産業省の「電子商取引等に関する準則」

法令解釈を事前にはっきりしていこうという試みで平成 14 年 3 月に制定され、これは電子商取引等に関する様々な法的問題点について、取引当事者の预见可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的とされ、この準則がひとつの法解釈の叩き台となることにより、新しいルール形成の一助になることを願っているとされ事業者や消費者から具体的な事例について広く考え方を募り、柔軟に改正されるものとして提案された。

オンライン取り引きの関係で、契約成立時期、なりすましの問題、サイバーモール運営者の責任、消費者保護など、また情報財取引の関係でライセンス契約の成立、重要事項不提供の効果、不当条項、プログラムの担保責任、知財譲受人への対抗問題などについて、現在の法令の解釈適用を示している。もっとも底で示されている結論の良し悪しは別で、おかしな問題があれば現行法に手直しを加えるべきだという議論にも繋がるわけでその意味においても叩き台になってくると思われる。

私見

規制緩和で自由に事業活動をする余地が広がり、積極的にビジネス展開を図ってゆくクライアントが増えているなか、周辺を取り巻く法律問題はまだまだはつきりしないことが多く、困惑しているクライアントに対してこの法令事前確認手続き（ノーアクション）制度や準則等を活用して円滑に事業が推進できるよう業務に取り入れていくべきであると考えます。

平成 17 年 12 月 2 日  
行政書士制度研究特別委員会 委員 橋上 浩